

## 県営都市公園パークマネジメントカルテ作成等要領

### 1 パークマネジメントカルテの概要

- ・7箇所の県営都市公園の運営管理等には、指定管理者制度を導入しており、指定管理者に幅広い裁量を与えられるため、指定期間中にその裁量に基づいて企画・実施される事業や施設の管理運営が、県民の福祉の向上に資するものであるかどうかを適切かつ継続的に評価する必要がある。  
そのため、外部の有識者による「外部評価委員」の公平・公正な視点から、単なる事業の効率性だけでなく、企画・実施された事業や施設の管理運営方法の妥当性や有益性等を総合的に評価する「外部評価」を実施している。
- ・外部評価では、指定管理者の業務状況の確認のほか、業務自体が公園の設置目的の達成に貢献しているかを客観的に評価するべく、業務の実施内容を評価する管理運営評価（一次評価）と、公園の公益性や設置目的との適合性の評価（二次評価）の二段階で実施している。
- ・管理運営評価（一次評価）として、公園の目的、業務体系を表したパークマネジメント・カルテに基づき、事業者の自己評価や、県の事業診断を行い、その内容や来園者アンケート等を含めて外部評価委員が評価を実施する。

### 2 作業等スケジュール

	4月	5月	10月	11月	12月	2月	3月
指定管理者	前年度PMK 年間実績・ 自己評価	前年度 PMK 改善措置 回答	当年度 PMK 中間実績 報告			翌年度 PMK 案作成	
静岡県		前年度 PMK 年間実績 一次評価		当年度 PMK 中間実績 一次評価			翌年度 PMK 審査・ 策定
外部評価委員				当年度PMK 中間実績 一次評価確認		当年度PMK 外部評価委員 二次評価作成 懇話会で承認	
				前年度年間実績と 当年度中間実績の 内容から二次評価を実施			

### 3 目標設定方法

- (1) 指定期間の5年間は、戦略・機能（利益者の受益）・手段・業務内容（取組内容）は、原則変更しないこと。

ただし、県営都市公園公園経営基本構想の見直しや県営都市公園経営基本計画の改定時には、その内容に応じて変更を行う場合がある。

- (2) 静岡県営都市公園経営基本計画に基づく目標設定とすること。

公園利用者数についても、上記の基本的な考え方を踏まえた目標人数とすること。

- (3) 公園施設や設備の更新・改修、地元地域との連携等の状況変動を受けて、指定管理業務体制等も変更した場合など、業務内容（取組内容）及び目標値を変更する必要がある場合は、その変更理由・変更目標値の考え方を明記すること。
- (4) 上半期や下半期に特化した目標を除き、中間目標欄については、（アンケート結果による利用者満足度を除き）必ず記入をお願いします。
- (5) 令和5年度以降は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更され、コロナ禍前の日常にほぼ戻ってきていることから、コロナ禍前の通常時並に回復することを想定した目標設定を行うこと。また、過去3年のコロナ禍での経験を踏まえ、各公園の特性や実態に応じて、業務内容（取組内容）及び目標値の設定を行うこと。

#### 4 改善措置回答

指定管理者は、二次評価の結果を受けて、取り組んだ改善措置の内容を県に示された期限までに報告する。

#### 5 中間実績

- (1) 指定管理者は、9月末の中間実績をまとめ、県が示す期限までに報告する。
- (2) 中間実績は、外部評価委員に現地視察までに報告する。
- (3) 県は、報告をうけた中間実績内容に対し、一次評価を実施する。
- (4) 県は(3)の内容を、外部評価委員に第1回外部評価委員会で報告する。

#### 6 年間実績

- (1) 指定管理者は、当該年度の年間実績をまとめ、県が示す期限までに報告する。
- (2) 県は、報告をうけた実績内容より、年間実績の一次評価を実施する。
- (3) 県は(2)の内容を、外部評価委員に報告する。
- (4) 外部評価委員は、前年度の年間実績と当該年度の中間実績等基に、二次評価、外部評価報告書（案）を作成する。
- (5) 外部評価報告書（案）を都市公園懇話会に諮り、承認を受ける。
- (6) 県は、外部評価報告書を、県ホームページで公表をする。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和6年12月23日から実施する。